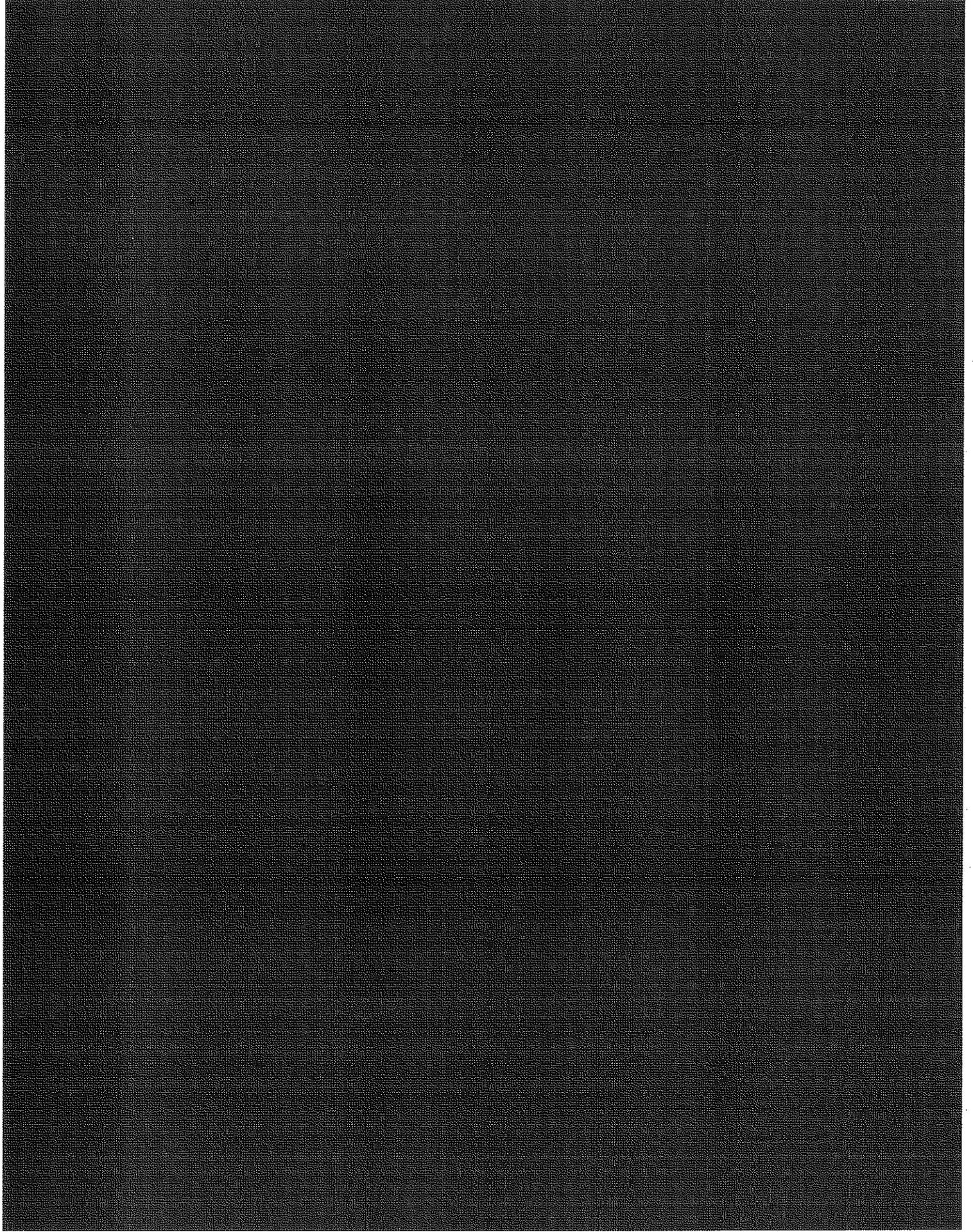


令和3年度【農地利用状況調査(農地パトロール)記録シート】

番号	調査班	調査理由	所有者住所	所有者名	地番	地積(m ²)	生産農地	納税猶予	良好	不良	不良項目 番号	過去の調査 (不良とされた履歴)		
												令和2	令和元	平成30

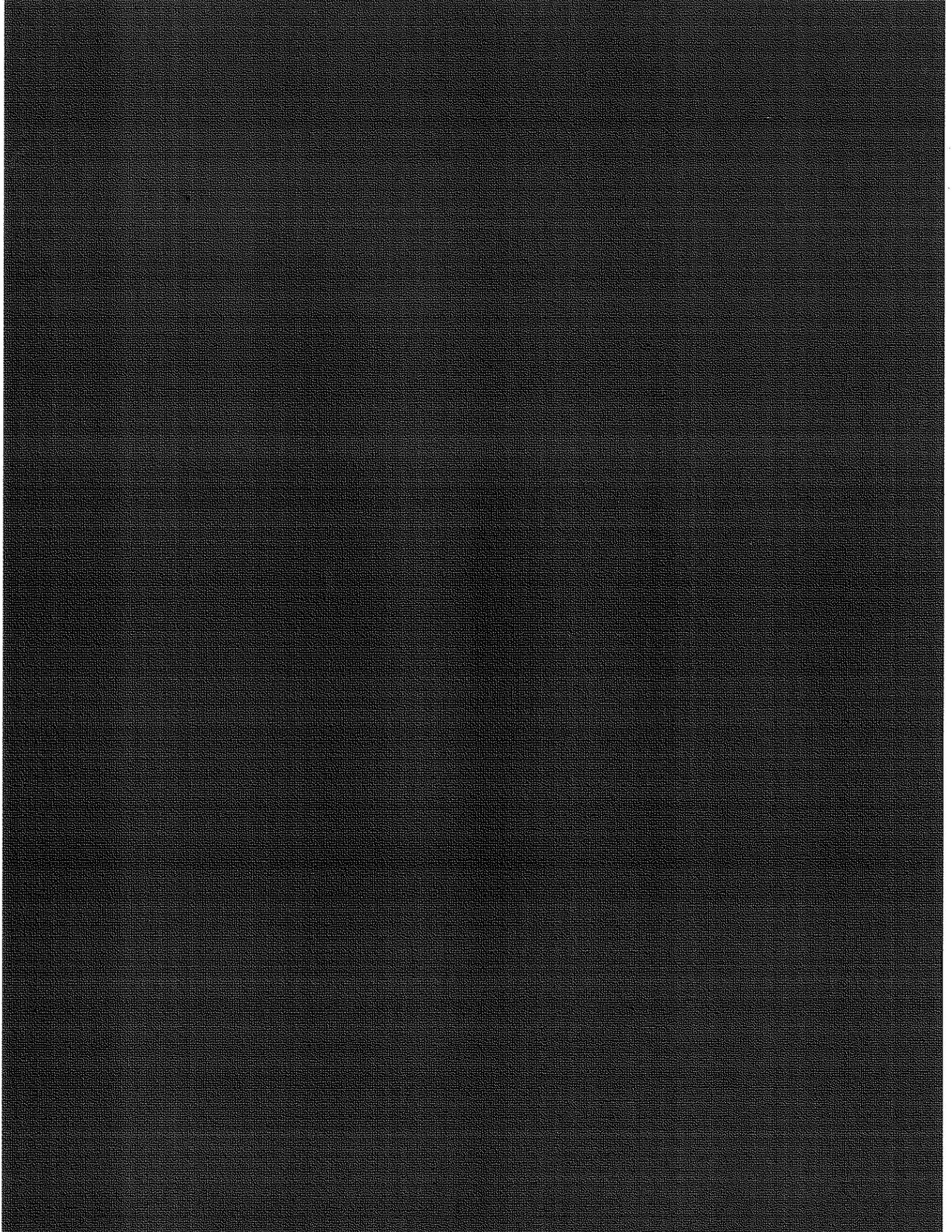
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

番号	調査期	調査理由	所有者住所	所有者名	地番	地積(m ²)	生産額地	納税猶予	良好	不良	不良項目番号	過去の調査 (不良とされた経歴)		
												令和2	令和元	平成30
<small>(1)雑草等が繁茂している(2)耕作地と耕作地でない(3)収穫している実態がない(4)垣根が適正に管理されていない(5)近隣の畑の迷惑になっている(6)適正に栽培管理がされていない(7)農地全体が整然と管理されていない (具体的な内容を下欄に記す)</small>														

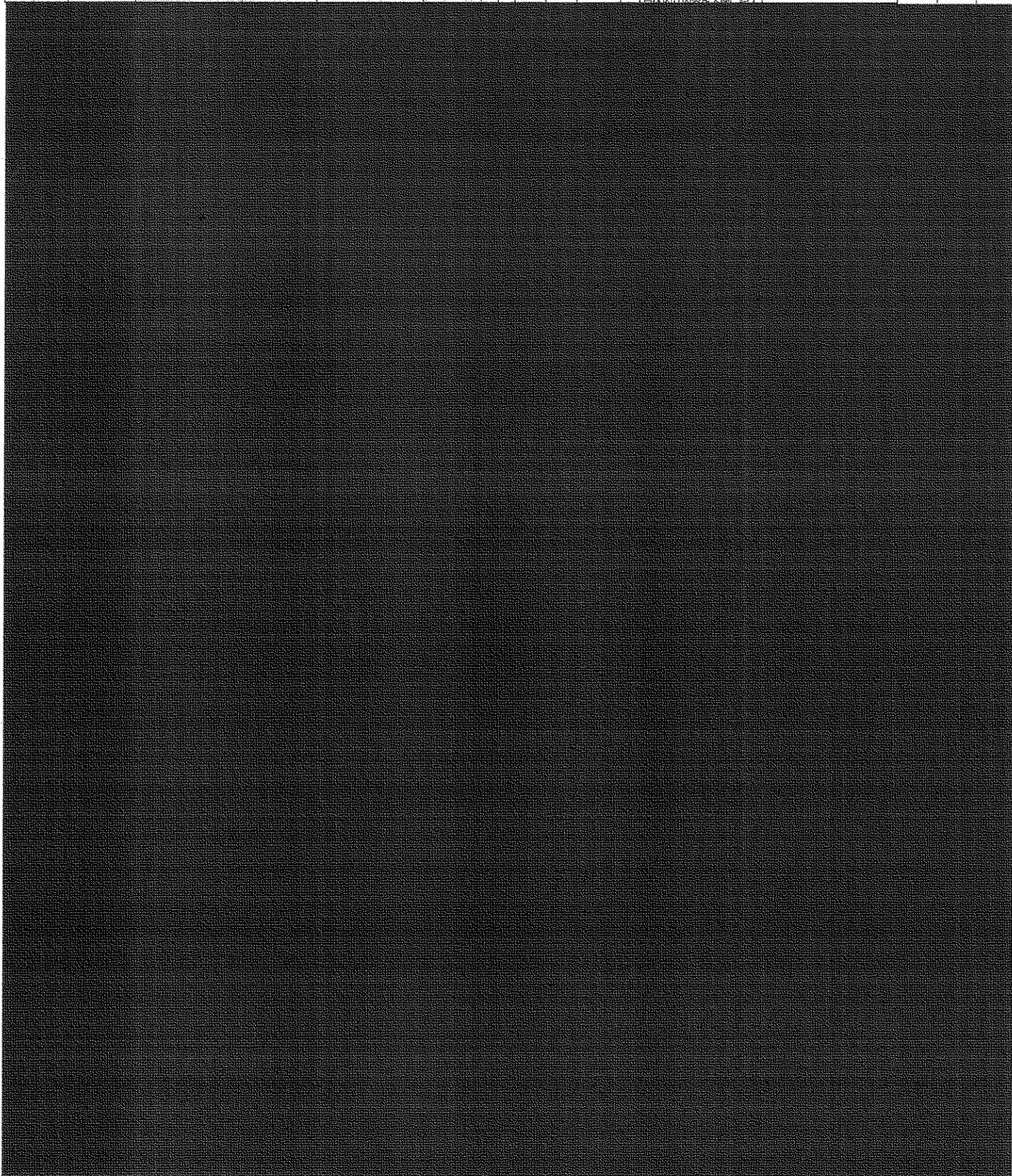


番号	調査班	調査理由	所有者住所	所有者名	地番	地積(㎡)	生産林地	納税猶予	良好	不良	不良項目 番号	過去の調査 (不良とされた履歴)		
												令和2	令和元	平成30

(1) 雑草等が蔓延している(2)がけつてし耕作できない状況はない
(3) 収穫している実態がない(4) 垣根が適正に管理されていない
(5) 近隣の畑の迷惑になっている(6) 適正に栽培管理がされていない
(7) 農地全体が整然と管理されていない
(具は別紙内容を下欄に記す)

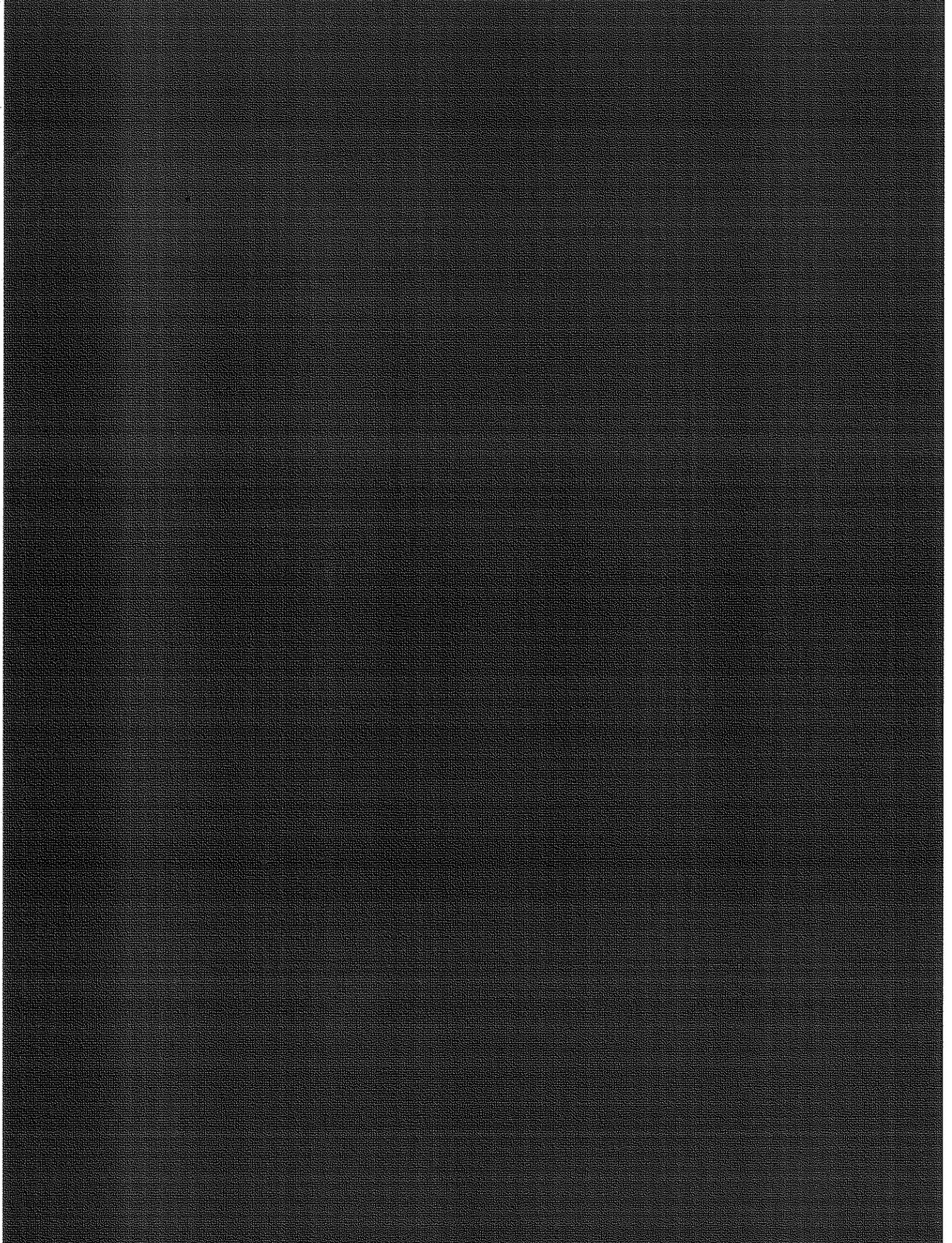


番号	調査期	調査理由	所有者住所	所有者名	地番	地積(㎡)	生産緑地	納税番号	良好	不良	不良項目番号	過去の調査 (不良とされた経歴)		
												令和2	令和元	平成30
<small> (1)雑草等が繁茂している(2)がけついで崩壊できる水が溜まっている (3)収穫している実態がない(4)追根が適正に管理されていない (5)近隣の畑の迷惑になっている(6)適正に栽培管理がされていない (7)農地全体が整然と管理されていない (具体的な内容を下欄に記す) </small>														



番号	調査班	調査理由	所有者住所	所有者名	地番	地積(m ²)	生産地	納税猶予	良好	不良	不良項目 番号	過去の調査 (不良とされた履歴)		
												令和2	令和元	平成30

(1)雑草等が繁茂している(2)がいつの間にか耕正で状況がよい
(3)収穫している実態がない(4)垣根が適正に管理されていない
(5)近隣の畑の迷惑になっている(6)適正に栽培管理がされて
いない
(7)農地全体が整然と管理されていない
(農地の状況を下欄に記す)



令和3年度【農地利用状況調査(農地パトロール)記録シート XXXXXXXXXX】

番号	調査班	調査理由	所有者住所	所有者名	地番	地積(m ²)	生産緑地	納税猶子	全体		現場写真	過去の調査 (不良とされた履歴)			今年度 対応案
									良好	不良		令和2	令和元	平成30	
[Redacted Content]															

令和3年度【農地利用状況調査(農地パトロール)記録シート XXXXXXXXXX】

番号	調査班	調査理由	所有者住所	所有者名	地番	地積(m ²)	生産緑地	納税猶予	全体		現場写真	過去の調査 (不良とされた履歴)			今年度 対応率
									良好	不良		令和2	令和元	平成30	
[Redacted Content]															

令和3年度【農地利用状況調査(農地パトロール)記録シート XXXXXXXXXX】

番号	調査班	調査理由	所有者住所	所有者名	地番	地積(m ²)	生産緑地	納税猶予	全体		現場写真	過去の調査 (不良とされた履歴)			今年度 対応案
									良好	不良		令和2	令和元	平成30	

令和3年度【農地利用状況調査(農地パトロール)記録シート XXXXXXXXXX】

番号	調査班	調査理由	所有者住所	所有者名	地番	地積(m ²)	生産緑地	納税猶予	全体		現場写真	過去の調査 (不良とされた履歴)			今年度 対応案
									良好	不良		令和2	令和元	平成30	
[Redacted Content]															

令和3年度【農地利用状況調査(農地パトロール)記録シート XXXXXXXXXX】

番号	調査班	調査理由	所有者住所	所有者名	地番	地積(m ²)	生産緑地	納税猶予	全体		現場写真	過去の調査 (不良とされた履歴)			今年度 対応案
									良好	不良		令和2	令和元	平成30	
[Redacted Content]															

令和3年度農地利用状況調査の結果を踏まえた対応について

令和3年度農地利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）の結果を踏まえ、以下のとおり対応することとしたい。

1. 対応案

「不良」または「注意喚起を要する」とされた者に対して、改善指導を図る。

番号	区分	適用する段階 (※)	対応内容
①	「注意喚起を要する」とされた者のうち、過去3年で指導を受けていない者	第一段階	地区担当委員からの口頭注意
②	「注意喚起を要する」とされた者のうち、過去3年で指導を受けたことがある者	第一段階	地区担当委員からの口頭注意により、同じ状況が継続すると指導文書が送られる旨を伝達
③	「不良」とされた者のうち、過去3年で指導を受けていない者	第二段階	文書により、期限を設け改善の指導
④	「不良」とされた者のうち、過去3年で指導を受けたことがある者	第二段階	文書により、期限を設け改善の指導。期限後に改善されない場合第三段階への移行を検討

(※) 西東京市農地利用状況調査（農地パトロール）調査基準に記載される指導区分。

2. 指導文書（案）

1. において、③または④となった者については、それぞれ別紙1または別紙2のとおり通知することとしたい。

(参考) 西東京市農地利用状況調査（農地パトロール）調査基準（平成24年7月20日）

段階	内容
第一段階	地区担当委員による口頭注意
第二段階	文書指導（期限を設け、改善の確認）
第三段階	会長、職務代理、地区担当委員及び事務局による個別指導
第四段階	都市計画課及び資産税課と協議の上、所有者へ通知
第五段階	現況課税

(別紙1)
③の場合

事務連絡
令和3年12月1日

西東京市 町 丁目 番 号
〇〇・〇〇 様

西東京市農業委員会

農地の適正な管理について

日頃より、本市農業委員会の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、農業委員会では本年8月から10月まで農地利用状況調査を実施しましたが、下記の農地については肥培管理が不十分であると見受けられました。

農地は、農地法により、所有者等が農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないとされており、生産緑地においては、設置できる施設が制限されているほか、納税猶予が適用されている農地については、農業経営が継続されている必要があります。

また、特定生産緑地の指定の際にも良好な肥培管理が条件となっております。

つきましては、下記記載の期限までに農地の状態を改善し、農業委員会までご連絡をお願いいたします。

記

1 農地

地番	理由	期限
〇〇町〇番〇号	①雑草の繁茂 ②生垣の道路へのはみ出し ③耕作なし	1月14日
〇〇町〇番〇号	②生垣	
〇〇町〇番〇号	③耕作なし	
〇〇町〇番〇号	①雑草の繁茂	

2 地区担当農業委員

〇〇 〇〇

農業委員会事務局

担当： 〇〇 〇〇

(別紙2)

④の場合

事務連絡

令和3年12月1日

西東京市 町 丁目 番 号

〇〇、〇〇 様

西東京市農業委員会

農地の適正な管理について

日頃より、本市農業委員会の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、農業委員会では本年8月から10月まで農地利用状況調査を実施しましたが、下記の農地については肥培管理が不十分であると見受けられました。

農地は、農地法により、所有者等が農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないとされており、生産緑地においては、設置できる施設が制限されているほか、納税猶予が適用されている農地については、農業経営が継続されている必要があります。

また、特定生産緑地の指定の際にも良好な肥培管理が条件となっております。

つきましては、下記記載の期限までに農地の状態を改善し、農業委員会までご連絡をお願いいたします。

なお、本通知は、西東京市農地利用状況調査調査基準の改善指導区分の第二段階です。今後、期限までの改善が認められない場合、第三段階への移行も検討させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

記

1 農地

地番	理由	期限
〇〇町〇番〇号	①雑草の繁茂	1月14日
〇〇町〇番〇号	②生垣	
〇〇町〇番〇号	③耕作なし	
〇〇町〇番〇号	①雑草の繁茂	

(参考) 西東京市農地利用状況調査(農地パトロール)調査基準(平成24年7月20日)

段階	内容
第一段階	地区担当委員による口頭注意
第二段階	文書指導(期限を設け、改善の確認)
第三段階	会長、職務代理、地区担当委員及び事務局による個別指導
第四段階	都市計画課及び資産税課と協議の上、所有者へ通知
第五段階	現況課税